

別紙第2

勸告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）、一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

第1 改定の内容

1 職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別表第1のとおり改定すること。

(2) 平成23年4月1日における号給の調整

平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号給を受ける職員、指定職給料表の適用を受ける職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）のうち、平成22年1月1日に昇給した職員その他これに準じる職員として人事委員会規則で定めるものの平成23年4月1日における号給を1号給上位の号給とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 平成22年12月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分とすること。

(イ) 特定管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.15月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75

月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分及び1.375月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分及び1.175月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分及び0.775月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.775月分とすること。

2 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（第2号任期付研究員給料表を除く。）を別表第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

3 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年京都府条例第47号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にとっては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則

で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

(1) (2)に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は第2号任期付研究員を除く。） 100分の99.59

(2) 指定職給料表の適用を受ける職員 100分の99.44

第2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、第1の1の(2)及び(3)のイ並びに2の(2)のイについては、平成23年4月1日から実施すること。